

佐市環保第19号
令和7年4月8日

佐賀県知事
山口 祥義 様

佐賀市長 坂井 英隆



「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議
について（回答）

令和7年2月7日付け政第3513号の協議については、異議ありません。ただし、自衛隊機の佐賀空港利用に当たっては、下記の事項を遵守されたい。

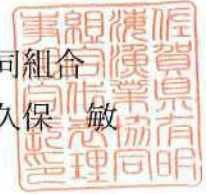
記

- 1 本協議書に定める運航計画や運航空域を遵守するよう防衛省に求めること。
- 2 自衛隊機の運航に当たっては、漁業及び農業並びに生活環境及び自然環境に影響を与えないよう十分に配慮するよう防衛省に求めること。
- 3 自衛隊機の運航に関して、地域住民からの相談・苦情があった場合には、防衛省と協力して誠実に対応すること。
- 4 佐賀空港周辺において騒音等の公害が確認された場合には、防衛省と協力して、速やかに原因を究明し、必要な公害防止対策を講ずること。

佐有漁協総 216 号
令和 7 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議について（回答）
（佐賀駐屯地（仮称）開設に伴う空港運営の変更）

令和 7 年 2 月 7 日付け政第 3513 号で協議のあった標記の件については、異議ありません。ただし、空港運営の変更に当たっては、下記の事項を遵守されたい。

記

- 1 周辺漁場等の環境や水産物の生産へ十分配慮するとともに、組合員から申し出があった場合は誠実に対処すること。
- 2 佐賀駐屯地（仮称）に関連して漁業への影響が懸念される事象が発生した際は、速やかに当組合へ連絡し、防衛省、佐賀県、佐賀市及び当組合で構成する「環境保全と補償に関する協議会」を開催し、協議を行うこと。
- 3 平時においても防衛省、佐賀駐屯地（仮称）、佐賀県と当組合との相互の連絡体制を構築すること。

J A さが総務発第 134 号
令和 7 年 3 月 2 8 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県農業協同組合
代表理事組合長 楠 泰誠



「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議について（回答）
（佐賀駐屯地（仮称）開設に伴う空港運営の変更）

令和 7 年 2 月 7 日付け政第 3513 号で協議のあった標記の件については、異議
ありません。

なお、周辺農地等への環境や農畜産物の生産への配慮と、農家組合員から申し
出があった場合は誠実に対処することを要望します。

併せて、佐賀駐屯地（仮称）に関連して農業への影響が懸念される事象が発生
する際は、「環境保全と補償に関する協議会」への当組合の参加を願うとともに、
平時においても防衛省、佐賀駐屯地（仮称）、佐賀県と当組合との相互の連絡体
制構築を要望します。

以 上

担当：総務部 総務広報課

電話：[REDACTED]

6 柳生還第 1 4 2 1 号
令和 7 年 4 月 1 4 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

柳川市長 金子 健次



「佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書」
に基づく事前協議について（回答）

令和 7 年 2 月 7 日付け政第 3 5 1 3 号で協議があった標記の件について、防衛省が示した「佐賀駐屯地（仮称）における航空機の運用計画」は、当市と令和 2 年 3 月 2 6 日付けで締結している「佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書」（以下「合意書」という。）の範囲内であることを確認いたしました。

ただし、下記の事項については配慮を求めますので、引き続き柳川市民の良好な生活環境の保全に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 佐賀空港を利用する自衛隊機を含む全ての航空機に対し安全性の確保に努めるとともに、緊急事態に備え十分に防衛省等と協議し対策・対応を行うこと。
2. 佐賀駐屯地（仮称）の運用開始にあたり、合意書に疑義が生じた場合は、防衛省等との事実確認を踏まえ、合意書内容について協議を行うこと。
3. 自衛隊機の離着陸が増加することから、佐賀空港西側への自動着陸誘導装置（ILS）の設置について、国土交通省に継続して要請を行うこと。